

鳥取県経営安定支援借換資金制度要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、今後の経済環境に即した事業展開を図るため、積極的に経営改善を行おうとする中小企業者等を支援することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者)

第3条 この資金の融資の対象者は、鳥取県内に事業所を有する中小企業者等で次の(1)から(3)までのすべての条件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかの条件を満たす者

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号に規定する指定業種（不況業種）を営む者

イ 最近3か月間又は直近決算期の売上高若しくは販売数量（建設業にあつては、完成工事高若しくは受注残高。以下「売上高等」という。）又は営業利益が過去3年間のいずれかの年の同期に比べ減少している者

ウ 最近3か月間又は直近決算期の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期に比べ減少している者

エ 製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち20パーセント以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の最近1か月間の仕入価格が前年同月の仕入価格に比べ20パーセント以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている者

オ 直近決算期において、輸出入取引又は輸出入関連企業（輸出入取引を行っている製造業等をいう。以下同じ。）との取引が売上高の20パーセント以上を占める者のうち、次のいずれかの要件を満たす者

(ア) 最近1か月間に決済をした輸出入取引において、売買契約締結当時の為替相場に基づき円建売上及び仕入額見込みと円建売上及び仕入決済額を比べ損失を受けている者

(イ) 最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量又は受注金額（以下「受注数量等」という。）が、前年同期に比べ減少している者

(ウ) 最近1か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同月に比べ減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の受注数量等が前年同期に比べ減少することが見込まれる者

(2) 保証協会の信用保証付き借入金の借入残高を有する者

(3) 次に掲げる具体的な経営改善を実施する者であつて、その実現が見込まれるもの

ア 生産、仕入れ、販売、サービス等の改善、刷新の取組

イ 商品の改良、収益性の高い業種・業態への転換、技術・組織の改善等の生産性向上の取組

ウ 経費面、財務面の改善等の取組

(融資条件)

第4条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

資金の使途	ア 保証協会の信用保証付き借入金の借換に必要な資金 借換の対象とする借入金は、本資金を含み、鳥取県中小企業小口融資、鳥取県同和地区中小企業特別融資、鳥取県中小企業小口融資等特別資金、鳥取県経営活力再生緊急資金、鳥取県経営活力強化資金、鳥取県経営体質強化資金、鳥取県経営再生円滑化借換特別資金、鳥取県再生支援資金、鳥取県チャレンジ応援資金及び鳥取県コロナ克服借換特別資金を除く。
	イ アの借換と併せて行う経営改善の取組に必要な運転資金及び設備資金
融資限度額	2億円 ただし、借換する既存借入金の当初借入額の合計額を上限とする。なお、この場合において、再借換における本資金の当初借入額は、直前の本資金の借入

	額（資金の使途ア及びイの合計額）とする。																				
融資期間	10年以内（据置3年以内を含む。）																				
融資利率	通常利率：年1.76パーセント（変動金利） 特別利率：年1.50パーセント（変動金利） ※特別利率の適用は、次のいずれかに該当する場合に限る。 ア 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ5パーセント以上減少している場合 イ 直近決算期において輸出入取引又は輸出入関連企業との取引が売上高の20パーセント以上を占める者が、次のいずれかに該当する場合 （ア）最近1か月間に決済をした輸出入取引において、売買契約締結時の為替相場に基づく円建売上及び仕入額見込みと円建売上及び仕入決済額を比べ5パーセント以上の損失を受けている場合 （イ）最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が、前年同期に比べ5パーセント以上減少している場合 （ウ）最近1か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同月に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の受注数量等が前年同期に比べ5パーセント以上の減少が見込まれる場合																				
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																				
保証料率	下表のとおりとする。 （単位：％） <table><tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>1.08</td><td>1.04</td><td>0.99</td><td>0.94</td><td>0.89</td><td>0.85</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr></table> ※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.70%とする。	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45												
担保	保証協会の定めるところによる																				
保証人	保証協会の定めるところによる																				
償還方法	割賦均等償還																				

（融資の申込み）

第5条 この資金の融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、経営安定支援借換資金申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を商工団体に提出するものとする。

なお、特別利率の適用を受けようとする者は、商工労働部長が別に定める特別利率適用確認書（別記様式。以下「確認書」という。）を申込書に添付するものとする。

2 申込書及び確認書（以下「申込書等」という。）の提出を受けた商工団体は、対象者要件及び特別利率適用要件の確認並びに内容を精査の上、必要に応じて意見を付して、申込書等の原本を保証協会に、写しを申込者が借入を予定している取扱金融機関に送付するものとする。

（融資の審査と実行）

第6条 保証協会は、申込書等を受け付けたときは、取扱金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、取扱金融機関に対して審査結果を通知するものとする。

2 審査結果の通知を受けた取扱金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（融資実行の報告）

第7条 基本要綱第8条に定める報告先は、県及び市とする。

（資金措置）

第8条 この資金を運用するため、県は基本要綱第4条の規定に基づく補助金により、市は預託により、取扱金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。

（1） 県

ア 補助金額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額

イ 補助対象期間 年度更新とし、第6条第2項の規定に基づき取扱金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に基

づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「取扱金融機関の融資期間」という。)を限度とする。

(2) 市

- ア 預託額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額
- イ 預託利率 商工労働部長が別に定める。
- ウ 預託期間 年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成21年2月23日から施行し、同日の貸付けから適用する。
- 2 平成21年3月31日までに実行した融資に係る資金措置については、第8条の規定にかかわらず、県がすべて資金措置を行う。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年7月1日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成21年10月19日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年6月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年9月3日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成22年12月8日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成23年1月21日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成23年3月25日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。
- 2 前項後段の規定に関わらず、改正前要綱の第3条(1)オ、カ、ク及びケ、第4条「資金の用途」のア、同条「融資利率」の特別利率の適用に係るアからクについては、平成23年3月31日までに申込みのあった貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成23年5月30日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附 則

この改正は、平成23年8月24日から施行し、改正後の鳥取県経営安定支援借換資金制度要綱の規定は同年9月1日以後に申込みのあった貸付けについて適用する。

附 則

この改正は、平成23年9月21日から施行し、改正後の鳥取県経営安定支援借換資金制度要綱

の規定は、同年 10 月 3 日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附 則

この改正は、平成 23 年 12 月 16 日から施行し、改正後の鳥取県経営安定支援借換資金制度要綱の規定は、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、改正後の鳥取県経営安定支援借換資金制度要綱の規定は、同日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 25 年 5 月 15 日から施行する。

2 第 4 条中「雇用調整助成金」とあるのは、判定基礎期間の開始日が平成 25 年 3 月中であり、中小企業緊急雇用安定助成金として支給決定を受けたものについては、「中小企業緊急雇用安定助成金」と読み替えるものとする。

附 則

この改正は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。